

各事業主殿

長野労働局登録番号第4号(有効期間平成31年3月30日)

林材業労災防止協会長野県支部

木材加工用機械作業主任者技能講習について

標記について、当支部では下記の要領により実施することと致しましたので、該当者の受講につきましてご配慮をお願い申し上げます。

木材加工用機械(丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)使用する事業場では、作業主任者を選任して作業を直接指揮することとなっており、本技能講習を修了した作業主任者の選任配置が必要とされています。

つきましては、木材加工用機械を使用する事業場において、この作業主任者が選任されていない事業場については、是非この機会に受講され、作業主任者を選任されますようお願い致します。

また、作業主任者の選任を要しないこととされている事業場においては、作業を直接指揮する安全確認者を選任し、その職務を行うこととされており、この安全確認者は、木材加工用機械作業主任者技能講習の修了者を選任するよう指導されていますので、この機会に安全確認者の受講についても特段の御配慮をお願いします。

木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領

1 講習の趣旨と受講資格

(1) この作業主任者技能講習は、労働安全衛生法第14条の規定に基づいて、林材業労災防止協会長野県支部が長野労働局の登録教習機関(登録番号第4号(有効期間平成31年3月30日))として、木材加工用機械作業主任者の養成を行うものです。

(2) 受講資格は、次の何れかに該当する者とします。

① 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者

② 次の職業訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者

ア 職業能力開発促進法(旧職業訓練法を含む。)に規定する普通職業訓練及び養成訓練のうち、製材機械整備科、木造建築科、枠組壁建築科、建築科、木工科、木型科、製材科、合板製造科の訓練を修了した者、又は、高度職業訓練のうち、建築科、住居環境科、インテリア科の訓練を修了した者

イ 職業能力開発促進法に規定する指導員訓練のうち、システム工学科、建築工学科、造形工学科若しくは建築科、木材加工科の訓練を修了した者

2 受講申込み期間と申込み手続き

別紙の「受講申込書」に所要事項を記載し、受講料を添えて、下記の分会へ8月10日(金)までに申し込んで下さい。

なお、受講申込の場合、次のことに注意して下さい。

- (1) 受講資格(1頁1-(2)-①)の経験年数について、「受講申込書」の「事業主の証明」欄にその証明を受けて下さい。
- (2) 受講資格が1頁の(2)-②に該当する者(経験年数が2年以上)については、「事業主の証明」に併せて当該訓練を修了した旨の証明書を必ず添付して下さい。
- (3) 受講科目の一部免除(後記5参照)を申請する場合は、当該資格を有することを証する書面を必ず添付して下さい。

分会所在地

分会名	所 在 地	電 話 番 号
松 本	松本市島立996(松筑建設会館内) 松筑木材協同組合内 【HP: http://www.shochiku-mokkyo.jp/ 】	(0263)47-7466
木 曾	木曾郡上松町荻原1579-3 木曾木材工業協同組合内	(0264)52-5500
長 野	長野市長野東之門町2462 長野森林組合内	(026)252-7300
諏 訪	諏訪市城南1-2548 諏訪木材協同組合内	(0266)52-2468
上 田	上田市芳田1818-1 上小木材協同組合内 【HP: http://www.jousho-mokukyo.or.jp/ 】	(0268)35-1400
飯 田	飯田市常盤町30 飯伊森林組合内	(0265)22-2845
中 野	中野市中央2丁目1-35水橋ビル 高水木材協同組合内	(0269)23-1883
小 諸	小諸市平原四ツ谷原967-7 北佐久木材協同組合内	(0267)22-2210
伊 那	伊那市伊那274-1 上伊那林産協同組合内	(0265)72-2165
大 町	大町市光明町3048-2 大北木材協同組合内	(0261)22-0025

注 上記分会のうち、諏訪は「月・水・金」、中野は「月・木」の9時～15時に、伊那は9時～15時、大町は「月・水・金の午後」に申込みをお願いします。

3 講習日時及び場所

日	時	場 所
8月23日(木)	午前8時30分から	塩尻市片丘5739 長野県林業総合センター *本講習の問合せは林災協長野県支部へ(電話(026)227-0327)
8月24日(金)	午後5時30分まで	

※受付は初日の午前8時15分から

4 受講料

16,000円(テキスト・資料代等を含みます。一部科目免除者は11,000円) 会員には2,000円(一部科目免除者は受講者は1,000円)を当協会で負担します。欠席した場合、納入した受講料は原則として返金いたしません。

5 講習内容と時間割表

日程	時 間	内 容
1 日 目	8:15～8:30	(受 付)
	8:15～8:35	【開講式】
	8:35～10:00	①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
	10:00～10:05	(休 憩)
	10:05～12:05	①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
	12:05～12:45	(休憩・昼食)
	12:45～14:45	①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
	14:45～14:50	(休 憩)

	14:50～15:25	①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
	15:25～15:30	(休憩)
	15:30～17:30	②木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
2 日 目	8:15～ 8:30	(受付)
	8:30～10:00	③木材加工用機械作業の方法に関する知識
	10:00～10:05	(休憩)
	10:05～12:05	③木材加工用機械作業の方法に関する知識
	12:05～12:45	(休憩・昼食)
	12:45～14:15	③木材加工用機械作業の方法に関する知識
	14:15～14:20	(休憩)
	14:20～16:20	④労働安全衛生法等関係法令等
	16:25～17:25	【修了試験】
	17:25～17:30	(休憩)
	17:30～	【修了式】

1. 集合時間 ①免除者は1日目15時 ①②③免除者は2日目13時
2. 時間は若干変更する場合があります。
3. 使用テキスト 「木材加工用機械作業の安全(H27.5版)」は当日配布します。

6 講習科目の一部免除

次に掲げる者は、上記5の「科目」欄の①②③のうち、指定した科目の免除を受けることができます。

- (1) 製材安全士の資格を有する者は、①の科目が免除されます。
- (2) 受講資格が1頁の1-(2)の②のアに該当する者については、①②③の科目が免除されます。
- (3) 職業能力開発促進法施行令別表に掲げる検定職種のうち、木工機械調整、木型製作、木工又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者については、①②③の科目が免除されます。
- (4) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する免許職種のうち、製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は合板科の職種に係る職業指導員免許を受けた者については、①②③の科目が免除されます。

7 修了試験と修了証の交付

所定の時間技能講習を受講した者については、最終日に修了試験を行い、この試験に合格した者に対し、修了証を交付します。

8 受講票の送付等

申込者に対しては、受講票によって受講日時、場所をお知らせいたします。

また、講習会当日昼食が必要な方は、700円(2日の場合は1,400円)の弁当を斡旋しますので、申込書「備考」欄にその旨記載して下さい(代金は、受講初日に受付でお支払い下さい。)

9 その他

個人情報(受験申込書)につきましては、当支部が安全に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。